**施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則**

日　施　園　第１７号

平成２５年４月２６日

一般社団法人　日本施設園芸協会

 　　　　　　改正　平成２５年５月３０日

改正　平成２６年４月　１日

改正　平成２７年１月　９日

改正　平成２７年６月１５日

改正　平成２８年４月　６日

改正　平成２９年３月３０日

改正　平成３０年４月　５日

改正　平成３１年４月２４日

改正　令和　２年２月１２日

　一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成２５年３月１３日策定。以下「事業主体要領」という。）第４０条の規定に基づき、本対策の運営に関し必要な事項を本細則で定めるものとする。

（事業主体要領第２０条及び第２８条関係）

第１条　本法人が事業実施者に対策資金造成に対して交付した補助金の額が事業主体要領第２０条及び第２８条に規定する補助金の限度（以下「補助金の限度」という。）を超えた場合には、事業実施者は遅滞なく、別紙様式により、本法人に通知し、本法人の指示に従い、交付した補助金と補助金の限度との差額を本法人に返還しなければならない。

附則　（平成２６年３月３１日日施園第２６８号）

この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附則　（平成２７年１月９日日施園第２１９号）

　　　この改正は、平成２７年１月９日から施行する。

附則　（平成２７年６月１５日日施園第９３号）

この改正は、平成２７年６月１５日から施行する。

附則　（平成２８年４月６日日施園第９号）

この改正は、平成２８年４月４日から施行する。

附則　(平成２９年３月３０日日施園第３２９号)

　　　この改正は、平成２９年３月３０日から施行する。

附則　（平成３０年４月５日日施園第１１号）

この改正は、平成３０年４月５日から施行する。

附則　（平成３１年４月２４日日施園第３４号）

この改正は、平成３１年４月２４日から施行する。

附則　（令和２年２月１２日日施園第２６２号）

この改正は、令和２年２月１２日から施行する。

（別紙様式）

番 　　　　　　　　 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人日本施設園芸協会

会 長　鈴 木 秀 典　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　〇〇〇〇協議会

　　　会 長　　　　　　　　　　　　　　印

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領

第２０条に規定される補助金の限度の超過について

施設園芸等燃油価格高騰対策のうち施設園芸（茶）セーフティネット構築事業（令和〇〇事業年度）において、下記支援対象者組織が施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約の期間満了（一部満了・一部解約）（または（〇〇〇〇により積立金を返還）したことに伴い、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで、受取補助金額が下記支援対象者組織の積立額を上回り、標記要領第２０条の限度を超過したので、通知します。

記

* 契約管理番号（支援対象者組織名）　　（支援対象者〇〇〇）〇〇
* 契約期間満了（一部満了・一部解約）年月日　令和〇〇年〇〇月〇〇日

（または（積立金返還年月日））

* 補助金額差額分　　　　　　　　　　　　　円

契約期間満了（一部満了・一部解約）（または（積立金返還））に係る補助金額の内訳は別紙（施設園芸セーフティネット構築事業にあっては、別紙１、茶セーフティネット構築事業にあっては別紙２）のとおり

※１　協議会の全支援対象者が契約期間満了による返還の場合は、本文「下記支援対象者組織の積立金を上回り」を削除すること。

※２　期間満了以外の事由で事業参加者に積立金を返還したことに伴い補助金が積立金残高を上回った場合には、本文に「〇〇〇〇により積立金を返還」と具体的な理由を記載すると共に他の該当部分も「積立金返還」として記載すること。

別紙（施設園芸セーフティネット構築事業で契約期間満了（一部満了・一部解約）の場合）（または（積立金返還））

補助金額差額分の内訳（契約期間満了（一部満了・一部解約）(または(積立金返還）））

１　組織名　〇〇〇〇、　契約管理番号

２　参加構成員数　　　　名

３　参加構成員ごとの内訳（令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　名 | 住　所 | 選択肢･115％･130％･150％ | 油種･Ａ重油･灯油 | 積立金残高（Ａ） | 補助金残高（Ｂ） | 返還額（円）（Ｂ）－（Ａ） |
| 1 |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油灯　油 |  |  | ０ |
| 2 |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油灯　油 |  |  |  |
| 3 |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油灯　油 |  |  |  |
| 4. |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油灯　油 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | 115％ | Ａ重油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 灯油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 130％ | Ａ重油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 灯油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 150％ | Ａ重油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 灯油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

※１　協議会の全支援対象者が契約期間満了の場合には、別葉１の様式を使用すること。

※２　積立金に相当する補助金を全額受領しておらず、支援対象者ごとの積立金に対応する補助金相当額を特定できない状況で、一部支援対象者が契約期間満了（一部満了・一部解約）（または積立金返還）により、補助金残高が農家積立金を超えた場合においては、別葉２の様式を使用すること。

別葉１（施設園芸セーフティネット構築事業で全支援対象者が、契約期間満了の場合のみ）

１．令和〇〇事業年度農家積立額　　　　　　　　　　　　円（A）

２．令和〇〇事業年度補助金受入額　　　　　　　　　　　円（B）

３．令和〇〇事業年度補てん金交付額　　　　　　　　　　円（C）

　　　 　　うち補助金額　　　　　　　　　　　　円（D=C×1/2）

４．令和〇〇事業年度補助金残高　　　　　　　　　　　　円（E=B-D）

５．農家積立金精算額　　　　　　　　　　　　　　　　　円（F=A-(C-D)）

６．令和〇〇事業年度補助金返還額　　　　　　　　　　　円（G=E)

別葉２　(施設園芸セーフティネット構築事業で一部支援対象者が契約期間満了（一部満了・一部解約）（または積立金返還）したことにより補助金残高が農家積立金を超えた場合)

１．令和〇〇事業年度農家積立額 円（A）

２．令和〇〇事業年度補助金受入額 円（B）

３．令和〇〇事業年度補てん金交付額 円（C）

　　　　　　　　うち補助金額 円（D=C×1/2）

４．令和〇〇事業年度補助金残高 円（E=B-D）

５．農家積立金精算額 円（F）

６．農家積立金残高 円（G=A-F）

７．令和〇〇事業年度補助金返還額 円（H=E-G)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙２（茶セーフティネット構築事業の場合） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 補助金額差額分の内訳（契約期間満了（一部満了・一部解約）） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| １　組織名　〇〇〇〇、　契約管理番号　　　　　　　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ２　参加構成員数　　　　名 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ３　参加構成員ごとの内訳（令和〇〇年〇〇月〇〇日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　名 | 住　所 | 選択肢･115％･130％･150％ | 油種･Ａ重油 | 積立金残高（Ａ） | 補助金残高（Ｂ） | 返還額（円）（Ｂ）－（Ａ） |
| 1 |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油 |  |  | ０ |
| 2 |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油 |  |  |  |
| 3 |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油 |  |  |  |
| 4. |  |  | ･115％･130％･150％ | Ａ重油 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | 115％ | Ａ重油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 130％ | Ａ重油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |
| 150％ | Ａ重油(〇〇.〇円/㍑) |  |  |  |

 |

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。